

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第36号

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成5年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第21条第2項第1号」を「第21条第2項」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「第61条（）」を「第61条第1項（）」に、「法第61条の」を「同項の」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第61条」を「第61条第1項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第61条」を「第61条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第61条」を「第61条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。